

2階交流スペースの予約について

■受付期間

利用日の3か月前から3日前まで

■受付日時・場所・方法

まちづくり株式会社

〒886-0008 宮崎県小林市本町 16

T E L 0984-27-3280

F A X 0984-27-3257

「小林市地域・観光交流センター利用許可書」(様式第1号)を持参または郵送、FAXにてお申込みください。

平日(土日、祝日を除く)8時30分から17時30分まで

小林市観光協会

〒886-0004 宮崎県小林市細野 1829-16 KITTO 小林1階

T E L 0984-22-8684

「小林市地域・観光交流センター利用許可書」(様式第1号)を持参にてお申込みください。

平日(土日、祝日を除く)9時から17時まで

■利用可能時間

9時から22時まで(1時間単位の利用)

準備や片付けに要する時間も含まれます。

■お問い合わせ

小林まちづくり株式会社 まちづくり事業部

T E L 0984-27-3280

■利用料の支払いについて

利用料は、許可を受けたと同時に現金または振込での支払いが可能です。

一度お支払いいただいた利用料は返金出来ません。

■定員

2階交流スペースの定員は120名(第1・第2交流スペース:各60名)とします。

事故防止のため定員を厳守し、利用者の安全確保に努めてください。

■利用の不許可、取り消し

小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例 9 条および 10 条に合致する場合は、利用の許可をせずまたは利用の許可を取り消すことがあります。

■利用の変更

許可を受けないで利用目的を変更することはできません。

利用の権利は他人に譲渡し、または転貸することはできません。

利用許可後の利用目的変更は、3 日前までに行ってください。

■利用上の注意

- (1)利用時間を厳守して利用してください。
- (2)危険物を持ち込まないでください。
- (3)火気の使用は出来ません。
- (4)調理を目的とする電気器具の使用は出来ません。(ポット、ケトル可)
- (5)許可なく物品の宣伝、販売を行わないでください。
- (6)所定の場所以外での飲食・喫煙を行わないでください。
- (7)許可なく壁・柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないでください。
- (8)許可されていない施設等に利用したり、立ち入ったりしないでください。
- (9)利用終了後、あるいは利用停止、使用の取り消しを受けた時は、ただちに利用者の負担において施設を原状に回復してください。
- (10)利用中、利用後は、清潔、整とんに努め、モップをかけてください。
- (11)催事の看板、装飾品等は利用者が用意してください。
- (12)雨天の際は所定の傘立てに立てるか、施設内に持ち込む場合は利用者が傘袋等を用意してください。(南北通路を除く)
- (13)介助犬を除くペット等の動物の立ち入りは出来ません。(南北通路を除く)
- (14)利用中は、付近への騒音等に十分留意してください。
- (15)第 1 または第 2 交流スペースのみを利用する場合は、必ず利用者がパーティションを設置・撤去を行ってください。
- (16)利用の予約は、申請した順番が優先となります。

■料金表

区分	利用時間帯	単位	金額	納入期日
第 1 交流スペース	午前 9 時～午後 5 時	1 時間	1,080 円	利用前
	午後 5 時～午後 10 時	1 時間	1,296 円	利用前
第 2 交流スペース	午前 9 時～午後 5 時	1 時間	1,080 円	利用前
	午後 5 時～午後 10 時	1 時間	1,296 円	利用前

備考

- 1 冷暖房装置を利用するときは、上記利用料金の額に当該利用料金の額（次項の規定により加算する額を除く。）の 100 分の 50 に相当する額を加算する。
- 2 特別の電気施設等を利用したときは、上記利用料金の額に電気使用料の実費相当額を加算する。
- 3 許可を受けた時間を超えて利用したときは、当該超過した時間に、当該超過した時間帯の利用料金の単位金額を乗じて得た額を加算する。
- 4 上記利用時間帯以外の利用料金は、当該利用する時間に、午後 5 時から午後 10 時までの時間帯の利用料金の単位金額を乗じて得た額とする。
- 5 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。

■貸出備品（無料）

机・イス・音響設備（スピーカー、マイク）
プロジェクター・ホワイトボード
ホワイトボードマーカー
マグネット・延長コード（3m）

※ガムテープやセロテープなどの消耗品は各自ご準備ください。